

消防情第98号
平成30年3月30日

各都道府県消防防災主管部長 殿

総務省消防庁防災情報室長
(公 印 省 略)

Net119 緊急通報システムの早期導入について (通知)

標記のシステムについては、聴覚・言語機能障害者が円滑な緊急通報を行うために必要なものであることから、平成29年3月28日付け消防情第100号「Net119 緊急通報システムの早期導入について (通知)」により、消防庁でとりまとめた報告書を周知するとともに、この報告書で示された共通仕様に準拠したシステムを各消防本部において導入するようお願いしたところです。

また、本日閣議決定された「障害者基本計画 (第4次)」(平成30年3月30日閣議決定)においては、このシステムを平成32年度までにすべての消防本部で導入することが目標として掲げられており、今後、各消防本部におけるNet119 緊急通報システムの早期導入に向けた取り組みが期待されています。

Net119 緊急通報システムの運用に要する経費については、平成30年2月6日付け消防・救急課事務連絡「平成30年度の消防防災に関する普通交付税措置 (案) の概要について」において示されたとおり、平成30年度から市町村に対し地方交付税措置を講じることとしています。

貴職におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してこのことについて周知のうえ、Net119 緊急通報システムの早期導入が進むよう助言していただくとともに、必要な取組を行っていただくようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法 (昭和22年法律第226号) 第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【参考】 障害者基本計画 (第4次計画 平成30年度～平成34年度)

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html>

(連絡先)

総務省消防庁 国民保護・防災部防災課
防災情報室 阿部補佐、城門係長、長坂事務官
TEL 03-5253-7526 FAX 03-5253-7536